

1 学校生活について

(1) 日常の健康観察について



感染症の早期発見には、「日頃からの健康観察」が大変重要です。

●児童生徒の健康観察

毎日の児童生徒の様子を確認することで、日頃の変化に気づき、感染症の流行状況を迅速に把握することができます。登校前の検温や体調の確認を家庭に依頼し、協力を得ることも感染症予防に有効的です。必要に応じて、家族の感染症の状況についても情報収集し、健康観察に役立てましょう。

●健康観察の手順（例）

【学級担任】

- 欠席者及び遅刻者を把握し、その理由を確認する。
- 出席者については、下表を参考に心身の健康観察を行う。
- 健康観察の結果は、健康観察表へ記入し、養護教諭等へ提出する。

（参考）【一般的な感染症の兆候となる症状】

熱	いつもより高くないか	
食欲	吐き気や嘔吐はないか	
顔	目	充血はないか、涙や目やにはないか
	鼻	鼻水、鼻づまり、くしゃみはでるか
	耳	耳だれはないか、耳下腺がはれていないか
	口	のどの痛み、咳や喘鳴はないか、口内炎はないか、唇が乾いていないか
	顔面	蒼白、紅潮などはないか
皮膚	発疹、かゆみ、発赤、むくみはないか	
尿・便	頻回の下痢、腹痛はないか	

【養護教諭・養護助教諭等担当者】

- 各学級から提出された健康観察結果の集計・分析を行い管理職へ報告する。
- 救急処置、健康相談、学級担任等への連絡など、事後措置の対応を図る。
- 「学校等欠席者・感染症情報システム」(※)の入力を行う。

※このシステムは、県内の保育所・幼稚園・こども園の一部、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校で導入されており、感染症の発生情報をリアルタイムで確認することができます。毎日の入力により、普段と違う欠席者の情報を早期に探知することができ、感染症の拡大防止に役立ちます。

*教職員が発熱等の体調がすぐれない場合、無理な出勤をしないことも感染症予防上大切です。

<心のケアについて>

毎日のように、感染者数など新型コロナウイルス感染症の情報が入ってくることで、児童生徒の体だけでなく心にも影響が出てくる場合があります。自分や家族が感染するのではないかと不安に思っても不思議ではありません。突然の休校や楽しみにしていたイベントの中止など、児童生徒は情報過多の中にいて、非日常的なストレスにさらされています。教職員は、児童生徒のいつもと違う言葉や行動にも注意を払い、気になるサインがあれば、一人で抱え込まず、教職員で情報共有するとともに、早めに専門家へ相談しましょう。

【児童生徒のストレス反応】

頭痛 腹痛 眠れない 落ち着きがない 食欲が増える／減る
いつもよりよくしゃべる よく泣く しがみついて離れない 言動が幼くなる
夜尿 わがままになる など

**集約した情報を、教職員や学校医等と
共有することが大切です。**

(2) 感染症発生時の情報の集約について



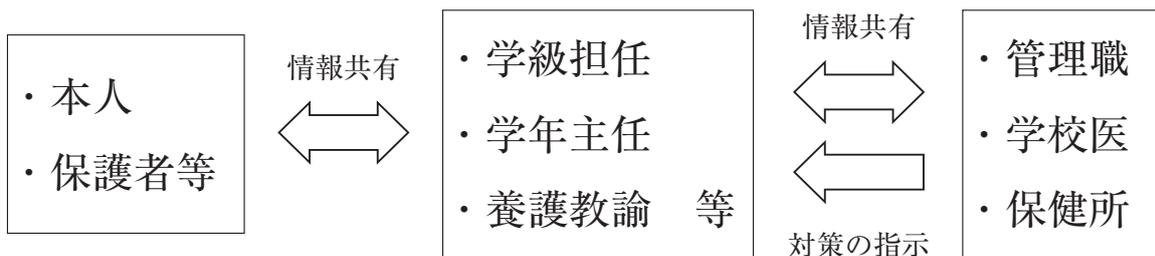
情報集約は、担当者を決めて迅速に行うことが重要です。

情報集約の第一担当者を校内で決めておき、担当者が不在の場合は誰が何時までに対応するのか具体的に年度当初に決めておくことが大切です。一般的に感染症の集団発生が認められた場合、午後の活動や部活動の制限、家庭への通知などの対応が必要となります。

(3) 報告・連絡体制等について



集約した情報を、速やかに管理職に報告するとともに、必要に応じて学校医・保健所等の外部の専門家からアドバイスをもらうことも今後の対策の参考となります。



集めた情報は管理職に速やかに報告し、職員全員が共有できるよう、必要な情報はボード等を活用し記録するなど、情報共有を図りましょう。

【家庭から聞き取る情報等(例)】

- ・ どのような症状がいつから続いていますか？ ご家族で同じような症状の方はおられますか？
- ・ かかりつけ医(かかりつけ医がない場合は受診相談センター)へ相談の上、受診されましたか？
受診されてどのような診断結果でしたか？
- ・ PCR検査等を受けられる場合は、学校へもお知らせください。

～連絡いただいたことへの感謝の気持ちや体調の回復に向けた優しい言葉かけを忘れずに～

⇒ 新型コロナウイルス感染症では、陽性が確定した場合に、保健所から行動歴の聞き取りがあります。(必要に応じて記録に残すようにしましょう。)

(4) 学校生活での留意点 (マスク・換気・食事・消毒など) について

● マスクについて



身体的距離が十分とれない時はマスクの着用が望ましいです。

ただし、気温や湿度、暑さ指数 (WBGT) が高い日には、熱中症などの健康被害を優先的に考慮し、マスクは外してください。体育の授業のマスクの着用は必要ありませんが、児童生徒等の間隔を十分とるなどの配慮をお願いします。また、フェイスシールドやマウスシールドは、口元を完全に覆わないため、マスクほどの飛沫防止の効果は期待できません。

● 換気について



可能な限り常時、困難な場合はこまめな換気が必要です。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行うようにします。エアコン使用時においても換気は必要です。各学校で教室の配置等は異なるため、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談しましょう。また、学校薬剤師と協力し、定期的に空気検査を行うなど、教室内の空気の衛生状況を確認するようにしましょう。

<換気をしている様子>



<空気検査の様子>



CO₂モニターを設置すると、換気が必要になると音 (♪) で教えてくれます。

● 食事について



食事の前後は手を洗い、向かい合っでの喫食は避けましょう。

食事の際は、マスクを外すことになります。話をすると飛沫が飛ぶことが想定されますので、会話は控えめにし、向かい合っでの食事は避けましょう。言うまでもなく、食事の前後は、丁寧に手を洗うことが大切です。



● 消毒について



共用物の消毒よりも、基本は手洗いです。

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、消毒液や家庭用洗剤などを含ませた布巾やペーパータオルで拭くなど、ポイントを絞った消毒が有効です。次亜塩素酸ナトリウムなど、原液を薄めて消毒液を作る場合は、有効濃度について適宜確認するようにしましょう。学校薬剤師との連携も重要です。トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ありません。床の消毒も同様です。用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導しましょう。

(5) 保健室の配慮事項について



発熱対応時の保健室等の分けについて想定しておきましょう。

発熱等の体調の良くない児童生徒が保健室へ来室した場合は、他の児童生徒との接触を極力避けるため、ベットに安静させ、カーテンや衝立を使用するなど、空間を可能な範囲で分けるようにしましょう。職員の見守りが可能であれば、別室を用意することも感染症予防上は望ましいです。保健室に入室した児童生徒にマスクを着用させることは、二次感染予防に有効です。

保健室は、定期的に換気するとともに、温度（17℃以上、28℃以下が望ましい）や湿度（30%以上、80%以下が望ましい）の適正な環境管理に努めましょう。対応者はマスクを着用するとともに、対応後は手洗いを心がけましょう。配備が可能であれば、空気清浄機を設置するなどの工夫もあります。



(6) 児童生徒等の健康診断について



児童生徒の健康状態等を把握するため、健康診断は重要です。

会場の定期的な換気や待機する児童生徒の空間を十分とるなど、感染症対策を徹底した上で実施しましょう（特例として、令和2年度及び令和3年度は6月30日までに行う必要はありません）。学校医、学校歯科医等と十分連携し、共通理解を図るようにしましょう。

○待機場所の工夫



手指消毒の徹底や、会場の換気、待機する際の空間の確保など、様々な工夫をしました。

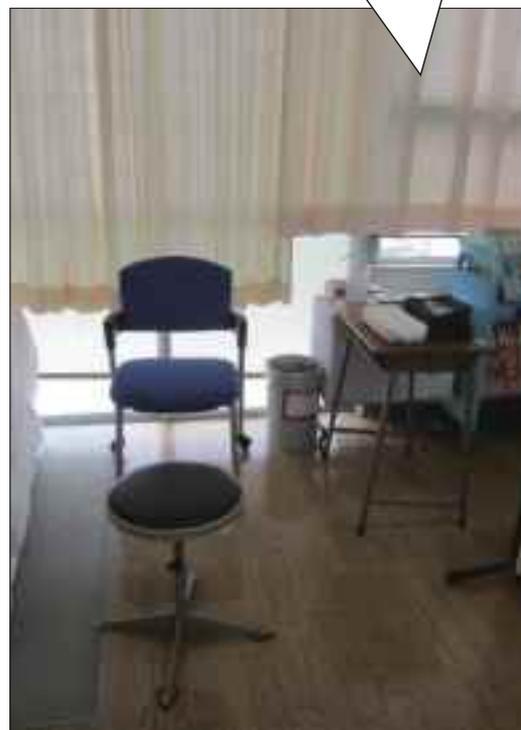
○健康診断（内科）

健康診断の流れをボードに示し、児童生徒の動きをスムーズにし、空間の密を避けてきました。



水泳用のバスタオルを女子の脱衣用に準備しました。

聴診器の消毒用にアルコール綿を準備しました。



使い捨て手袋を、児童生徒の人数分用意しました。



健康診断の合間に椅子を消毒しました。

○健康診断（眼科）



安全めがねやフェイスシールドを必要に応じて使用しました。
使い捨て手袋も児童生徒の人数分用意しました。

○健康診断（歯科）



使い捨て手袋を、児童生徒の人数分用意しました。

○心電図検査



空間の換気や使用する器具のアルコール消毒
を定期的に行いました。

